

## Ⅱ 日本の臨床法学教育の今後の展望

臨床法学教育学会理事長  
鹿児島大学教授・司法政策教育研究センター長  
米田 憲市

### 1. はじめに

本稿では、早稲田大学臨床法学研究所が創立20周年を迎えられたことに際して、同研究所が司法制度改革の取組みとともに始まり、その後、時機を得たテーマ設定によるセミナー等の開催とその成果の発信、それを通じたわが国の臨床法学教育関係者のネットワークの形成により、わが国の法学教育、法曹養成に大きな貢献をしてきたことに心から敬意を表しつつ、日本における臨床法学教育の来歴に触れながら、現在の臨床法学教育の到達点と展望、目標を論じる。

### 2. わが国の臨床法学教育の来歴

司法制度改革を契機として、2004年、平成16年に始まった新しい法曹養成課程の下での臨床法学教育の来歴を考えると、その背景には、大きく分けて3つの流れがあったといえることができる。

それは、①法と社会の関わりについての教育的関心であり、その始まりとしての「大学セツルメント」、②法曹養成における実務教育の要請との関わりでの「司法修習」、そして、③アメリカのロー・スクールの教育カリキュラムの中での「臨床法学教育」

についての知見の存在である。

#### (1) 大学セツルメント：臨床法学教育の嚆矢

そもそも、わが国の法学教育は、近代化を目指す社会制度の構築の中で、西欧諸国から法制度を継受した経緯から、わが国社会そのものとの齟齬を感じながら法を学ぶという環境に置かれていた。こうした中で、1923年、大正12年の関東大震災の折、末弘巖太郎博士と穂積重遠博士が中心となって学生達とともに「(東京) 帝大セツルメント」を設立し、その活動の一環として、法律相談活動を展開した<sup>1</sup>。これを担う「帝大セツルメント法律相談部」は、①一般の相談者に法律的知識を与えること、②学生が之を通して法律の生きた姿を知りうること(演習)、③裁判所に現れずして斃り去られて居る諸々の法律問題即ち現行法令の欠陥を観測すること、を目的としていたとされている。この活動は、戦争に向かう道の中で一旦途絶えたものの戦後復興し、1955年頃、昭和30年頃までには、全国の法学部でこうした法律相談活動がみられるようになり、わが国の戦後の法学の研究・教育に大きな影響と有為な人材の輩出に実績を残した。

1 この経緯は、大村敦志『穂積重遠—社会教育と社会事業とを両翼として』ミネルヴァ書房(2013)に詳しい。

「大学セツルメント」の法律相談活動は、大学の正規の授業カリキュラムの中で行われたものではなかったが、大学の法学部の教員が積極的に関わり、様々な社会問題の現場を目の当たりにしながら法を学ぶことが意識されていたという点で、わが国の「臨床法学教育」の嚆矢であった。そして、その後現在に繋がる、「法と社会の関係」への関心のもとで法を学ぶという、わが国の法学教育の考え方の大きな潮流のひとつを形成するものであった。

## (2) 司法修習：法実務教育の確立

二つ目の背景は、司法修習制度である。戦後始まった司法制度改革前までの法曹養成制度では、司法試験の合格後、司法修習生として2年間の研修を受ける司法修習という制度が設けられていた。そこでは、大学における法学教育カリキュラムとは独立に、司法研修所が設定したもっぱら実務の修得と法曹キャリアの人間関係を形成することを志向したプログラムの下、研修所での座学である集合修習に加えて、長期間各地の裁判所に配属され、その管轄の裁判所、検察庁、法律事務所それぞれの現場で一定期間ずつ研修を受ける実務修習で構成される制度となった。

実務の現場での実習が多くを占める司法修習は、大学の理論的な法学教育を中心に置く取組みとは異なる、訴訟実務を志向する独自の教育内容と体制を確立して展開されてきた。

## (3) 海外の臨床法学教育の実践例：特にアメリカのロー・スクールの臨床法学教育

三つ目は、アメリカのロー・スクールに

おける臨床法学教育の実践例の知見である。現在の日本の法曹養成制度の中核としての法科大学院制度は、基本的にアメリカのロー・スクール制度を参考にしたものであることは周知の事実である。その検討過程の中で、アメリカのロー・スクールでの留学経験や教育経験を持つ大学教員などから、アメリカ法曹協会（ABA）の認証基準において、臨床法学教育が必須事項とされていることや、moot courtの取組みや特定の社会問題に特化したクリニックの展開など、アメリカのロー・スクールでの臨床法学教育についての情報提供や情報発信が盛んに行われた

## 3. 司法制度改革後の臨床法学教育の制度化

こうした背景の下、2004年、平成16年の法科大学院の開設とそこで求められるカリキュラムの一部に、法科大学院教育全体の基本コンセプトのひとつである「理論と実務の架橋」の中心を担うものとして「法律実務基礎科目群」が設けられたことは画期的なことであった。

この法律実務基礎科目群は、認証評価において10単位が必修とされており、「法曹倫理」、民事・刑事の「訴訟実務の基礎」とあわせ、「模擬裁判」「エクスターンシップ」「リーガル・クリニック」「法律相談」「ロイヤリング」「交渉」等の名称の科目が設けられて、臨床法学教育が法科大学院に共通する「制度」として位置付けられた。ここでは、それまでの司法修習の一部を法科大学院のカリキュラムの中で行うとともに、大学セツルメントに共通する「法と社会」の関係に直面しながら法を学ぶという

コンセプトの科目や、アメリカのロー・スクールでの臨床科目のあり方をモデルとした取組みが構想され、法科大学院教育が開始された。早稲田大学のような様々な社会問題にテーマを絞ったクリニックを用意する大学や、大学内に法律事務所を設けて実習の場とする取組み、弁護士が少ない地域での実習に取り組む大学が現れたほか、弁護士会の協力の下で複数の大学が共同してカリキュラムを展開する事例が現れるなど、様々な取組みが行われた。

そして、臨床法学教育を啓発する組織の活動も見られ、2002年、平成14年から、この早稲田大学臨床法学教育研究所の先行的取組みが開始されており、2004年に設立された法科大学院協会においては「臨床系教育等検討委員会」が設けられた。さらに、こうした動向の下で、個別の大学の取組みを超えるものとして、臨床法学教育学会や、名古屋大学を中心とするPSIM（サイム）・コンソーシアムなどが設立されるなど、臨床法学教育科目の実施方法を研究の対象とする組織や学会、現場を支援する大学横断の組織や議論の場が設けられ、リカレント教育への取組みも行われるようになった。

それらの活動は、司法修習の視野が現行の法律実務の範囲に止まるのに対し、多角的な視点で法実務や教育にアプローチするものであり、アメリカ他の諸外国の臨床法学教育の取組みや、医学教育、心理学、教育学、社会学、言語学などの成果を参照し、また、それはICTを用いた実務や教育技

法にも及んでおり、法曹養成課程や法学教育だけではなく、法律実務や法曹のあり方を革新する運動の場として機能することに特徴があるといえるものとなっている。

#### 4. 法科大学院制度の変貌と将来の課題

このように、日本においては、司法制度改革後、臨床法学教育が教育制度の一部として位置付けられ、様々な取組みが行われるようになって、その発展は確実なものであった。しかし、法曹養成の現場では、臨床法学教育にとって必ずしもよい状況が続いているわけではない。

たとえば、法科大学院への進学者の減少傾向により、臨床法学教育に積極的に取り組んでいた法科大学院が廃止され、臨床法学教育に多様性が失われたことが挙げられる。また、法科大学院の組織そのものも、将来の法曹である学生達も、司法試験に向けた試験対策に教育や学修の視野が狭まる傾向が強まり、「臨床法学教育科目」の履修者が減少したことも指摘しなければならない。さらに、共通到達度確認試験が設けられるなど、教育における試験の要素が厚くなり、法令上も、大学の役割として司法試験に向けた教育を手厚くする方向での改正が行われたことは、注記しておくべきことである<sup>2</sup>。

このような試験対策に追われる学びは、過去の知恵の学びであり、それも試験という方法で問えることの学びに止まり、これからの社会を支える法曹養成には相応しく

2 これらの経緯は、米田憲市「臨床法学教育運動の目標としての『法曹養成基本法』」臨床法学教育学会編『法曹養成と臨床法学14』日本加除出版（2022）1頁以下参照。

ないと言うことは、法科大学院制度を開始したときの教訓であったはずである。

現在、日本社会では、「働き方改革」、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成、「Society5.0」という社会像にむけたデジタル・トランス・フォーメーション (DX) の実現に向けた取り組みが進められ、コロナ禍における日本社会の価値変容が起こっている。さらに、国際情勢ではウクライナにおけるロシアの「力による現状変更」による戦禍の影響など、これまでにないスピードで大きな変化が続いている。

来るべき社会で「法の支配」を継続的に実現するためには、その責務を担う法曹を養成するプロセスにおいて、専門職としての責任感や倫理観を醸成する環境が必要であることは言うまでもない。そこでは、実務の現場で直面する問題から気付きを得た

り、実際の事件と類似する状況から感受性を培い、法律問題や自らの振る舞いの理論的な説明を模索・検討する力が涵養されなければならない。

「理論・技能・責任」の統合による法曹養成という基本コンセプトは、現段階でのわが国の臨床法学教育の取り組みの結晶としてのコンセプトであり、改めて臨床法学教育の充実を期せねばならない我々の共通の認識として、さらに深めるべきものである。

この早稲田大学臨床法学研究所設立20周年を契機とする到達点の確認作業から、あらためて少しでも多くの学びを共有することはもちろん、日々の臨床法学教育の改善とさらに法制度を視野に入れた運動として、さらに厚い層をなすように取り組むことが必要であると思われる。